

地域主権戦略大綱（構成と概要）

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）」について

	項目ベース					条項ベース				
	検討対象	見直しを実施するもの			引き続き 検討	検討対象	見直しを実施するもの			引き続き 検討
			勧告どおり 実施	勧告の 一部実施				勧告どおり 実施	勧告の 一部実施	
内閣官房・内閣府	30	27 (90%)	23	4	3	77	64 (83%)	61	3	13
警 察 庁	5	4 (80%)	3	1	1	8	7 (88%)	6	1	1
文部科学省	8	4 (50%)	3	1	4	11	4 (36%)	4	—	7
厚生労働省	43	38 (88%)	29	9	5	102	80 (78%)	64	16	22
農林水産省	62	46 (74%)	17	29	16	117	77 (66%)	52	25	40
経済産業省	6	4 (67%)	4	—	2	11	5 (45%)	5	—	6
国土交通省	169	147 (87%)	120	27	22	326	230 (71%)	208	22	96
環 境 省	47	38 (81%)	10	28	9	96	61 (64%)	34	27	35
計	370	308 (83%)	209	99	62	748	528 (71%)	434	94	220

（注）内閣府において集計したもの。

「基礎自治体への権限移譲」について

	項目ベース					
	検討対象	権限移譲等を行うもの			※	引き続き 検討
			勧告どおり 実施	勧告の 一部実施		
内 閣 府	2	2 (100%)	2	0	－	0
消費者庁	1	1 (100%)	1	0	－	0
総 務 省	1	1 (100%)	1	0	－	0
文部科学省	2	1 (50%)	0	1	1	0
厚生労働省	25	20 (80%)	16	4	5	0
農林水産省	3	1 (33%)	0	1	0	2
経済産業省	9	5 (56%)	5	0	0	4
国土交通省	31	22 (71%)	19	3	0	9
環 境 省	8	6 (75%)	3	3	0	2
計	82	59 (72%)	47	12	6	17
追加分 (外数)	－	3	3	0	－	－

条項ベース					
検討対象	権限移譲等を行うもの			※	引き続き 検討
		勧告どおり 実施	勧告の 一部実施		
9	9 (100%)	9	0	－	0
5	5 (100%)	5	0	－	0
2	2 (100%)	2	0	－	0
7	1 (14%)	1	0	5	1
110	81 (74%)	60	21	29	0
12	1 (8%)	1	0	0	11
55	18 (33%)	18	0	0	37
127	74 (58%)	70	4	0	53
57	16 (28%)	9	7	0	41
384	207 (54%)	175	32	34	143
－	10	10	0	－	－

(注1) 内閣府において集計したもの。

(注2) 「勧告どおり実施」には、勧告以上に実施するものも含まれる。

(注3) 「※」は、一定の条件を満たせば権限移譲を行うもの。